

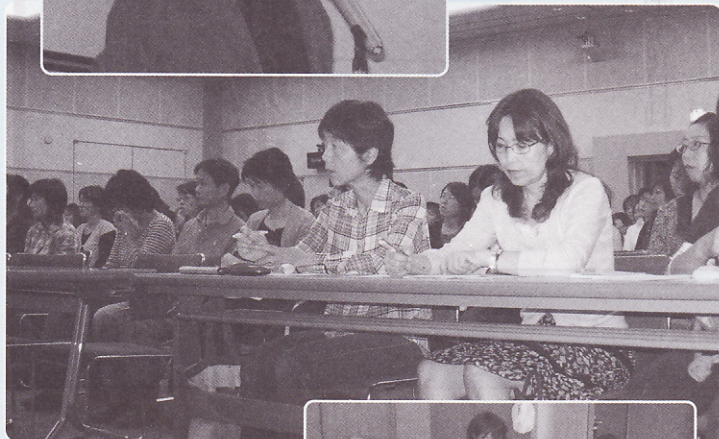
大野城市家庭教育学級

第2回合同学習会

10月20日(月)に、194人の学級生や一般の人が参加し、「子どもの心の声を聴いていますか?」というテーマで講演会を行いました。講師の中光雅紀さん(NPO法人地球家族エコロジー協会代表)は、

不登校や引きこもりの親子を対象に、数多くの支援を行ってきました。多くの事例を基に、親は愛情を示しているつもりでも、子どもにとっては侵入・支配・強制として受け取り、ずれが生じていることがあるということ学び、改めて家庭教育の在り方を見直す機会となりました。

◀ 講師の中光雅紀さん



▲ 会場の様子



合同の学習会のときは、託児も受け付けています ▶

学級生の感想

北村さおりさん

(大野中学校)



「引きこもり」と聞くと、どこか他人事のように思えていたのですが、事例を基にしたお話を聞くと、きっかけはこの家庭にも起こりうる出来事と知り驚きました。そして、何よりも、子どもの自己信頼感や自尊心を育成してあげること、親が親としての役割を安定して行うことが大切だということを知りました。子どもに愚痴を言ったり、何かを子どものせいにしたたり、親の価値観を押し付けたり…。時に誰もが気付かないうちにしてしまいがちな態度や言葉が子どもに心の闇をもたせ、取り返しがつかない結果につながることもありうるのです。

今回の学習会を終え、親としての自分自身を見つめ直すよい機会になり、参加して本当によかったと実感しました。

藤ともみさん

(月の浦小学校)



現在小学6年生の息子は、あまり運動が得意ではありません。体育でドッジボールを行ったとき、「最後まで残ったよ」と聞けば、「ボールから逃げてばかりだったんでしょ」と答え、プールのときは「水泳を習っているのにその程度?」と言ってしまうなど、親子の会話は多い方だと自負していましたが、自尊心を低下させる言葉を多く使ってしまったことに改めて気付きました。

先生のお話を拝聴する中で、学生のころ、社会福祉学を学んでいた友人が、卒論のテーマは「家族病理」と聞いて何?と思ったことを思い出しました。仲のよい兄と姉がいる彼女をうらやましく思っていたのですが、小さいころから両親に比較されながら育ったことに苦痛を感じていたことを話してくれました。充たされず抑圧された欲求は、人それぞれ違った形で症状として現れるのだと思います。私も完璧な存在ではありませんが、家族にとって、安心できる居場所であり続けられたらと再確認しました。

**林田友紀さん
(下大利小学校)**



引きこもりや不登校、ニートなどは他人事ではなく、その原因も昨今に始まったことではなく、幼少期の親との関わりが原因となっていることが多いとお聞きし、思いもよらないお話に考えさせられました。

子どもの逸脱行動は家族病理なのだということが、本当によく分かりました。親の都合で子どもの心をコントロールしたり、子どもへの愛情も場合によっては押し付けであることなど、自分の子育てに当てはめてみると身の詰まる思いでした。

今回の講話で、子どもも一人の人格として敬愛すること、家庭はいつでも帰れる愛情をもって待つ場所であることが大切だと学ぶことができました。

**谷口里美さん
(平野中学校)**



家族は、モビールの様に個々のバランスの上に成り立っていて、一個に不具合が生じると弱い立場の子どものバランスは崩れ、子どもに、いじめ・非行・不登校・引きこもりなどの逸脱行動として現

れます。これは、その子個人の問題ではなく家族の問題として捉えねばならないというお話をお聴きしました。

今、ニュースになっているさまざまな事件も“根”は、全て家族につながりがあることがわかり考えさせられました。小さいときから世間体にとらわれないしつけ・謹み・敬愛・感謝の心を忘れずに子どもを育てていかなければならないと思いました。

我が家にも3人の娘がおりますが、それぞれ性格も考え方も違います。一人一人の話を傾け、本人の存在を否定するような言葉かけをしないように、夫婦仲よく、子どもたちが安心して帰ってこられるような家庭になるよう日々精進していきたいと思っています。

家庭教育学級に興味がある人、家庭の教育力の向上のために学習したい人は参加してみませんか。

各学校では、さまざまな学習に取り組んでいます。年度途中からの参加もできますので気軽に問い合わせてください。

問い合わせ先

社会教育課社会教育担当

☎(580) 1911

「大野城市重度障害者手当」

知っていますか？

市では、重度の障がいのある人に対し、その福祉の増進を目的として、市独自に「大野城市重度障害者手当」制度を設けています。

毎年1月がこの手当の申請月です。次の条件に該当する人は、受付期間内に福祉課で所定の申請手続を行ってください。

対象者 平成20年1月1日以前

から本市に居住し住民登録をしている人で、身体障害者手帳の1・2級、または療育手帳のAを持っている人

※所得制限があります。

※次に該当する人は除きます。

◇平成20年1月2日以降に身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた人

◇施設に入所している人

◇障がいによる年金を受給している人

ている人

◇国の福祉手当・障害児福祉手当・特別障害者手当を受給している人(所得制限のため支給停止の人を含む)

◇平成20年中に長期入院(連続して3カ月以上入院)した人

支給額 年額8万6,280円

申請方法 申請書(申込先で配布)

を提出してください。

持ってくるもの ◇印鑑◇身体障害者手帳、または療育手帳◇振込口座(郵便局を除く)の分かるもの(通帳など)

受付期間 1月9日(金)～2月2日(月)

※土・日・祝日は除きます。

申し込みと問い合わせ先

福祉課障がい者支援担当

☎(580) 1852

工業統計調査に協力を！

製造事業所の皆さんへ

国(経済産業省)では、平成20年工業統計調査を12月31日現在で行います。

工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的としています。

調査の結果は、国や地方公共団体の行政の重要な基礎資料として利用されるとともに、大学などの研究資料、小・中・高等学校の教材など、広く利用され

ています。

今回は、製造業を営む全ての事業所が対象です。12月から1月にかけて調査員が訪問しますので、協力をお願いします。

なお、調査票に記入された内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確な記入をお願いします。

問い合わせ先

産業振興課商工観光担当

☎(580) 1895